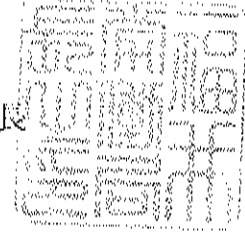


福井労発基 1202 第 9 号の 1
平成 28 年 12 月 2 日

公益社団法人福井県労働基準協会長 殿

福井労働局長



特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める
性能等の一部を改正する告示の適用等について

平素は、労働基準行政の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示(平成 28 年厚生労働省告示第 403 号。以下「改正告示」という。)が、平成 28 年 11 月 30 日に公示されました。

この改正告示により、下記の 4 つの告示の一部改正が行われ、オルトートルイジンの抑制濃度、試料採取方法、分析方法及び管理濃度を定める等の改正がなされました。

改正告示は、平成 29 年 1 月 1 日より適用されることとなっており、本告示の適用等について別添のとおり厚生労働省労働基準局長より通達が発出されたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員等に対し、改正告示の内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能(昭和 50 年労働省告示第 75 号)
- 2 作業環境測定基準(昭和 51 年労働省告示第 46 号)
- 3 作業環境評価基準(昭和 63 年労働省告示第 79 号)
- 4 特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件(平成 15 年厚生労働省告示第 378 号)



基 発 1130 第 12 号
平成 28 年 11 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能
等の一部を改正する告示の適用等について

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（平成28年厚生労働省告示第403号。以下「改正告示」という。）が、平成28年11月30日に公示され、平成29年1月1日から適用されることとなった。その趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

本改正は、「平成28年度第1回管理濃度等検討会」における検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第343号。以下「改正政令」という。）により特定化学物質に追加されたオルトートルイジンの試料採取方法、分析方法及び管理濃度を定める等の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

1 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和50年労働省告示第75号）の一部改正について

オルトートルイジンについて、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）の規定に基づき作業場に設ける局所排気装置の

フードの外側における濃度（以下「抑制濃度」という。）を1ppmに定めたこと。

2 作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）の一部改正について

作業環境測定におけるオルトートルイジンの試料採取方法を「固体捕集方法」と、分析方法を「ガスクロマトグラフ分析方法」と定めたこと。

3 作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）の一部改正について

オルトートルイジンの管理濃度を1ppmと定めたこと。

4 特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成15年厚生労働省告示第378号）の一部改正について

オルトートルイジンについて、抑制濃度を超えないよう局所排気装置を稼働すべき物質に追加したこと。

5 適用期日

改正告示は、平成29年1月1日から適用することとしたこと。

第3 細部事項

今般の改正告示において作業環境測定士規程（昭和51年労働省告示第16号。以下「測定士規程」という。）は改正されていないが、改正政令により、オルトートルイジンが特定化学物質に追加されたことに伴い、次のように内容が変更されること。

1 試験科目について

測定士規程第2条において定める「別表第3号の作業場の作業環境について行う分析の技術」の科目の範囲にオルトートルイジンの分析に関する理論及び方法が追加されたこと。

2 講習科目について

測定士規程第3条において定める「別表第3号の作業場の作業環境について行う分析の実務」の科目の範囲にオルトートルイジンの分析が追加されたこと。

第4 関係通達の一部改正

- 1 平成17年3月31日付け基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」の一部を次のように改正する。

本文を次のように改める。

6（1）イ（イ）中「8」を「8、8の2」に改める。

6（2）イ（イ）中「6まで」を「6まで、8の2」に改める。

別表第1を別添のとおり改める。

- 2 改正通達は、平成29年1月1日から適用する。